

答申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）は、平成30年12月14日付け30砂第1055号-2で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、「取材報告書」及び「本件事故対応資料」に係る決定を取り消し、非開示とした部分を全て開示すべきである。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、イノシシが北九州市内の砂防施設に入り込んで出られなくなった事故（以下「本件事故」という。）に関して、事務担当課である県土整備部砂防課と北九州県土整備事務所が協議等を行った際に作成した取材報告書（以下「取材報告書」という。）、本件事故への対応に関する手持ち資料（以下「本件事故対応資料」という。）及びこれらの文書を両部署間で電子メールにより送受信した際のメール文（以下「電子メール本文」という。）である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件公文書中の取材者の氏名については、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に該当し、報道機関名については、条例第7条第1項第2号（事業情報）に該当するとして、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成30年10月25日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成30年11月8日付けで、条例第11条第1項の規定により、公文書部分開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成30年11月30日付けで、上記公文書部分開示決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、平成30年12月14日付けで、イの公文書部分開示決定を取り

消した上で、改めて本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

オ 審査請求人は、平成31年1月10日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

カ 実施機関は、平成31年1月23日付けで、福岡県情報公開審査会に対し、諮問を行った。

4 審査請求人の主張要旨

- (1) 条例第1条では、条例における解釈及び運用の基本原則が定められている。情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが、条例の趣旨であると考える。
- (2) 本件決定の取消しを求める。処分庁が非開示としている部分について精査していただきたい。

5 実施機関の説明要旨

- (1) 取材者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため非開示とした。
- (2) 報道機関名は、法人等に関する情報であって、公にすることにより当該報道機関の取材源が特定されるなど、当該報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため非開示とした。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性格及び内容について

本件公文書のうち、「取材報告書」には、取材を受けた日、取材を受けた者の職名・氏名、取材者の氏名、報道機関名、案件名及び取材内容等の情報が記載されており、通常、各部署は、報道機関から取材を受けた際に、取材情報を記録し広報主管課に対し報告を行っているところである。また、「本件事故対応資料」には、本件事故発生以降の経過や報道機関からの取材に対する想定問答をまとめた情報が記載されている。

さらに、これらの文書を送受信した際の「電子メール本文」は、実施機関が本件請求を受けた際に紙に出力した原本に記載された取材者の氏名及び報道機関名に、直接黒塗りを行った上で、平成30年11月8日付け公文書部分開示決定に係る起案に添付し、決裁が終了した文書である。

(2) 「取材報告書」及び「本件事故対応資料」に係る部分開示決定の妥当性について

ア 条例第7条第1項第1号該当性について

本号は、個人に関する情報で特定の個人が識別されるものについては原則として非開示とした上で、これらの情報であっても公益的見地から開示することが必要なものと認められる場合をただし書で定め、例外的に開示することとした規定

である。

実施機関は、取材者の氏名が個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものに該当すると説明しているところ、取材者の氏名が、本号に規定する個人情報に該当すること及び個人情報であっても例外的に開示することを定めた本号ただし書ロ～ニに該当しないことは明らかであるため、以下、取材者の氏名が本号ただし書イに該当するかについて検討する。

(ア) 条例第7条第1項第1号ただし書イの趣旨

本号ただし書イは、本号に規定する個人情報に該当する場合であっても、「法令及び条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しく、本号の非開示情報から除くこととした規定である。

ここでいう「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足り、また、「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実である必要はない。

(イ) 条例第7条第1項第1号ただし書イ該当性の判断

本号ただし書イに規定する「慣行として公にされている情報」の例としては、条例の解釈運用を示した「情報公開事務の手引」において、「受彰者名簿により知り得る氏名」等が挙げられているところ、本県では、現在様々な顕彰制度において、その目的や基準に従い受彰者を選定した結果、顕彰のために、その氏名を名簿等の形で広く公開しており、このような「受彰者名簿により知り得る氏名」は、まさに「慣行として公にされている情報」に該当するものである。

一方、取材者の氏名は、上記「受彰者名簿により知り得る氏名」のように、一定の目的や基準の下に広く公にはされていないことから、「慣行として公にされている情報」には当然には該当しないと解されることから、取材者は、正確かつ公正な報道を行うという社会的責任を有する報道機関という組織に属する中で、報道の自由に伴う重い責任の下に、自らが関わる取材や報道に対して説明責任を果たすことを求められているという現状があり、さらに、取材を行った新聞記者の独自の視点が含まれる、いわゆる「署名記事」が増加している状況や、新聞社がホームページで自社の記者一覧を公開している例がある状況等に鑑みると、取材者の氏名は、特段の事情が無い限り、報道機関に対して求めがあれば、何人にも明らかにされる性質を有するものであることが認められる。

また、本件事故の内容は、各報道機関の取材活動の結果、新聞、テレビを問わず広く報道されており、取材者をことさら秘匿しなければならないような特段の事情は認められない。

したがって、本件公文書における取材者の氏名は、「慣行として公にすることが予定されている情報」であるといえ、条例第7条第1項第1号ただし書イに

該当し、開示すべきである。

イ 条例第7条第1項第2号該当性について

(ア) 条例第7条第1項第2号の趣旨

本号は、法人等又は事業を営む個人の自由な経済活動その他正当な活動を保障し、事業に関する情報の開示により不利益を与えることを防止するという観点から、事業者の非開示情報としての要件を定めた規定である。

「権利、競争上の地位を害するおそれがあるもの」とは、当該情報を開示することにより、事業者の信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利を害するおそれがあると認められる情報又は事業者が競争上不利益を被ると認められる情報であって、自由かつ公正な経済秩序を維持するために、社会通念上秘匿することが認められているものをいう。

ここでいう「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、事業者には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、事業者の性格や権利利益の内容、事業活動における当該情報の性質等に応じ、当該事業者の権利の保護の必要性、当該事業者と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(イ) 条例第7条第1項第2号該当性の判断

上記5 (2)の実施機関の説明の趣旨は、報道機関名について、法人等に関する情報であり、公にすることにより当該報道機関の取材源を含む取材内容が判明するなど、当該報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるというものである。

本件決定において、実施機関は、本件公文書に記載された報道機関名を除く取材内容を既に開示しているため、これに加えて報道機関名を開示することで当該報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかについて検討する。

一般的には、報道機関名と取材内容は、共に開示されることにより、当該報道機関独自の具体的な取材の着眼点が明らかになる場合があるが、当審査会において、本件公文書に記載された報道機関の取材内容を見分したところ、いずれも本件事故に関する経緯や実施機関による今後の対応策などに関する内容であり、そこに報道機関独自の具体的な着眼点を見出すことは困難であった。

したがって、報道機関名を開示することにより、報道機関独自の具体的な着眼点が明らかになるなどの当該報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えないため、報道機関名は、条例第7条第1項第2号に該当せず、開示すべきである。

(3) 「電子メール本文」に係る部分開示決定の妥当性について

(1) で述べたように、「電子メール本文」は、実施機関が本件請求を受けた際に、

紙に出力した原本に記載された取材者の氏名及び報道機関名に直接黒塗りをを行った上で、平成30年11月8日付け公文書部分開示決定に係る起案に添付し、決裁が終了した文書であるが、当審査会において確認したところ、黒塗りをを行う前の状態の文書については、起案には添付しておらず、紙に出力する前の電子メール自体も存在しないことが判明した。

なお、実施機関の説明では、これら黒塗りをを行った部分には、送信日と同日の「取材報告書」に記載された取材者の氏名及び報道機関名と同じ情報が記載されているとのことである。しかし、黒塗りが行われた「電子メール本文」しか存在しない状況では、条例第25条第1項に規定される、いわゆるインカメラ審理を行うことが不可能であるため、当審査会においては、「電子メール本文」に係る部分開示決定の妥当性については判断しない。

以上の理由により、「1 **審査会の結論**」のとおり判断する。